

第4回 ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会 会議録

と き 平成20年11月4日(火) 午後7時～午後9時分

ところ ニセコ町役場2階第2会議室

出席者	委員長	渡部 誠二	事務局	企画課長	加藤 紀孝
	委員	斉藤 うめ子		経営企画係長	山本 契太
	委員	坪井 訓		経営企画係主任	齊藤 徹
欠席者	副委員長	松田 裕子			
	委員	小野 剛良			(敬称略)

1 開会 委員長挨拶

2 前回検討事項の確認

(事務局より、前回検討事項の確認)

3 議事

(1) 条例第11条～39条の検討

(資料「ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点 Ver.4」に基づき、第11条～39条の各条について各委員による意見・提案などをディスカッションした。)

<第11条(子どもの参加権)について>

委員) 20歳を18歳にすることは可能か?全国的にも18歳からの参加権の動きがあるので、大人として扱っては。

事務局) 20歳以上は選挙権があるので、それ未満としている。選挙など国の法律上のものは物理的に不可能だが、町独自の、たとえば合併投票などは、18歳19歳やそれ以下の参加する権利をすでに認めているということ。この条文で18歳まで下げると、19歳に空白が生じてしまう。子ども議会など具体的制度はあるし定着しているが、保障しているのは権利だけなので、制度そのものを条例に盛り込んでほしいという意見としては良いと思う。

<第12～13条(町民の責務)について>

事務局) 町民に強制的に縛りを設けたのではなく、あくまで、最低の共通ルール。

委員) 具体的になると反ってやりにくくなる。

<第14～16条(コミュニティ)について>

委員) 小さなサークル活動なんかも、このコミュニティにはいるのか?

委員) 人と人との係わり合いのことなので、含まれるのでは。

事務局) コミュニティについては、ここにうたう必要性について賛否はある。だが、今の時代には確かに希薄になりつつあるのは事実。

委員) 行政で何かできることではない。

委員) 自治会などは、行政の下請けというイメージがある。要するに多少強制的で良いイメージではなかった。町内会に入るか入らないは自由。しかし、入らないと周りから批判もある。

委員) ここの章は、個人の考えを尊重していることが出発点。

委員) 新旧住民の融合の視点から束縛される。自治会を運営している人の言い方にもよるが、自治会に入っていない人に、村八分的な扱いが生じている例もある。その辺の自由度の確

保が問題となる。ただ、やはり対等に意見を言うにも自治会に入ってからでなければ。
委員) もしくは別組織を作るしかない。

事務局) この章については、町としての思いもあり、足すことはあっても削られるものは無い。

国も最近“地域力”という言葉をよく使い、それに対する助成制度なども出てきている。

国自体も集落の消滅というようなことを問題視しているのは確か。

委員) 高齢化になれば、コミュニティは特に大切になる。一人暮らしの老人への声かけや助け合いなど。

委員) 民生委員が定期的に回っているが、新しく来た人も多く、逆に健康で福祉に用事の無い人はわからない。

委員) 70歳も過ぎたら、こういうところで一人で住むのは冬など大変。観光にはいいけど。

事務局) 何でもかんでも役場ではなく、そういうときこそコミュニティの役割が必要。農家でトラクターを持っている人などが、自主的に一人暮らしの人の家の前を除雪しているようなところもある。

委員) 基本的に自分から友達を作るように努力すべき。何でもかんでもやって暮れではだめ。

<第17～24条(議会の役割と責務)について>

事務局) この章は、3年前の大改正で議員提案で加わったもの。

委員) 議会はもっときめ細かい情報を出すべき。傍聴しようと思っても、休会だったこともある。会期の日程した公開されていない。ここでの意見は議会に伝わるのか?

事務局) あくまで別組織なので、直接の意見ではなく、このような意見があった旨の報告はできる。

委員) 17条の2項の行政活動の監視とは、オンブズパーソンのことか?

委員) これは、議会の基本的な(憲法上の)権限のこと。

事務局) オンブズ制度は第3者機関。三鷹市の条例では独自に制度を設けている。

委員) 議会にも評価制度があってもいいのでは。どこまで町民の意見などを聞いているのか町民が評価する。そもそも議会便りでは一番議論のある委員会の議事録が無いし、インターネットでも無い。後でチェックすることもできない。

委員) 議会は討議が基本とあるが、本会議を傍聴しても討議など無かった。

委員) 本会議での一般質問は事前通告で、回答も決まっている。再質問でようやく生の声が聞ける。委員会や所管事務調査などでは、担当と細かいやとりもある。

事務局) 議会は委員会も原則全公開で、もし傍聴を拒むには正当な理由が必要になる。

委員) 議会で、町の運営について、この条文を片手にとって質問するぐらいの活気はあってほしい。

委員) 19条に女性の人数を盛り込むことは不可能か?

事務局) 議会はそもそも立候補者がいて選挙で選ばれるもの。そこにそのようなことを設けることはそもそもおかしいし法律違反。審議会など町の付属機関であれば可能。

事務局) 国の法律を変えるしかない。議会が国にあげる陳情として採択すれば、意見としては出せるが。もしくは、町民全員が賛成すれば可能。法の被害者は町外にいないので。

委員) 細則のようなものでも?

事務局) 手引書はあるので、考え方の趣旨などは伝えることはできる。

事務局) 男女比率については、三鷹市の条例でうたっている。

<第25～35条(町の役割と責務)について>

委員) 宣誓は所信表明とは違うものか?

事務局) ちがう。

事務局) 27条について、地公法上では職員は町長の補助機関とあるが、本来はそんな平たい意味ではない。

委員) 評価制度も個人の評価は難しい。偏りが出る可能性もある。事業評価にしてもそもそも目標に数字的な具体的なものが無ければ。

事務局) 大切なのは実際にその事業がどのように町民のためになったかというような評価。総合計画についても評価が必要。

事務局) 町として職員を育てる姿勢はあってもいい。

委員) 職員はこの27条の条文を認識しているのか。配るなどして意識を高めるべき。

委員) 全国的に注目を集め、視察も多い。おのずと意識しているのでは。

委員) 忙しすぎるのでは?何か実績を残して評価されるようなことがあればやる気になる。

事務局) 一番効果的なのはやはり町民からの指摘。採用時に、公務員としての憲法上の宣誓はあるが、基本条例であっても良い。

<第31条(公募委員)について>

委員) 公募委員の割合が少ないように感じるが。

事務局) 原課で決めている。

委員) 2人のところ3人来たとしても、抽選などせずに、1人くらい多くてもいいのでは?

事務局) 要綱で決めていることだが、内規なので、柔軟に対応は効能。

事務局) 多ければいいというものではない。たとえば何かの計画のときに、反対派のものばかりを集めてくる場合もある。行政課題に応じて、利害関係者ばかりくる場合や女性が多いときもある。

<第32・33条(意見・要望・苦情対応)について>

委員) 要望や苦情を言っても解決しないこともあった。

事務局) 事件にもよるが、将来的に不利益救済機関の具体的制度を検討する必要もある。

<第36～39条(まちづくりへの協働過程)について>

事務局) 重要計画には町民の参加とあるが、町の計画に重要かそうでないかという区別はどうかともおもえる。

事務局) しかし、本来すべて重要なんだけど、現場の職員としては、単発の補助金をもらうためだけの計画もあり、難しさもある。

事務局) 委員の皆さんは総合計画をご覧になったことは?

委員) お題目だけのようなものもある感じがする。次に作るときにできなかったものを見直すだけのよう。

事務局) 財政計画ともリンクしているわけではなく、目標値や評価システムも無いので、手法の改善は必要かも。

以上